

取引の適正化・料金の透明化に向けた取組宣言

当社は「経営理念」及び「企業行動指針」に則り、2024年4月2日に公布された「LPガスの商慣行是正に向け、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令」を遵守することを宣言します。

【経営理念】

私たちは事業活動を通じて、お客さまの安心、安全、快適な暮らしの充実に貢献し、地域社会において、最も身近で親しまれ信頼される企業として、発展し続けることを目指します。

【企業行動指針】

1. 安心、安全をお約束する企業活動
2. コンプライアンスと公正な事業慣行
3. 公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話
4. 人権尊重、職場環境の充実
5. 環境問題への取り組み
6. 危機管理の徹底
7. 経営トップの率先垂範

〈参考〉西部ガスエネルギー 経営理念 企業行動指針

<https://www.sg-energy.co.jp/company/philosophy.html>

〈参考〉改正省令の概要

1. 過大な営業行為の制限
 - (1) 正常な商慣習を超えた利益供与の禁止
 - (2) LPガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約締結等の禁止
2. 三部料金制の徹底
 - (1) 「基本料金」、「従量料金」及び「設備料金」からなる三部料金制の徹底
 - (2) LPガス料金へLPガス機器以外の設備費用の計上禁止
 - (3) 賃貸向けLPガス料金へLPガス機器等の設備費用の計上禁止
3. LPガス料金等の情報提供
 - 入居希望者へのLPガス料金の事前提示の努力義務
 - (入居希望者に直接又はオーナー、不動産管理会社、不動産仲介業者等を通じて提示)

当社は、コンプライアンス遵守の下、これからも地域のお客さまに親しまれ、信頼される企業を目指してまいります。

2024年5月23日

西部ガスエネルギー株式会社